

欧州委員会、EU 国境における知的財産権エンフォースメント報告書 2011 を公表

2012 年 7 月 25 日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、7 月 24 日、EU 国境における知的財産権エンフォースメント報告書 2011 (Report on EU Customs Enforcement of Intellectual Property Right; Results at the EU Border - 2011) を公表した。

同報告書によれば、2011 年の差止件数は 91,254 件であり、前年度比で 15%の増加、差止点数は約 11,477 万点であり、前年度比で 11%の増加であった。差止件数の増加要因としては、昨年と同様に、郵便小包の増加傾向が示されている。また、差止物品の国内小売価格の相当額に基づいて算出された 2011 年の被害総額は約 13 億ユーロに上った。

アルギルダス・シュメタ欧州委員（税制・関税同盟、監査・不正防止担当）は、プレスリリースにおいて、次のとおりコメントしている。「税関は、我々市民の安全を脅かし合法的な企業を弱体化させる偽造品に対する EU の防衛最前線である。今日の報告書は、本分野における税関業務の強さと重要性を示している。私は、国際的なパートナー、産業界、および、加盟国との協力を通じ、欧州における知的財産権の更なる保護を求め続けていく。」

報告書の概要は以下のとおり。

- ・ 差止件数は 91,254 件であり、2010 年の 79,112 件に比べて 15%の増加、過去 10 年間では 1000%以上の増加。内訳は、靴 (27.94%)、衣料品 (19.68%)、鞆・財布 (7.53%)、電子機器 (6.37%)、スポーツシューズ (5.80%)、時計 (5.03%)、その他 (32.58%)。
- ・ 差止点数は約 11,477 万点であり、2009 年の約 10,330 万点に比べて 11%の増加。内訳は、医薬品 (23.93%)、包装材料 (21.21%)、タバコ (17.63%)、衣料品 (3.52%)、携帯電話部品 (2.73)、ラベル/タグ/ステッカー (2.19%)、その他 (28.79%)。
- ・ 差止物品の国内小売価格の相当額は約 13 億ユーロ。内訳は、時計 (22.73%)、衣料品 (9.71%)、鞆・財布 (7.83%)、靴 (6.95%)、タバコ (6.91%)、スポーツシューズ (6.63%)、その他 (39.24%)。
- ・ 知財侵害品の最大供給国は中国であり、差止点数の 72.95%、被害額の 70.93%と、大部分を占めた。その他、商品別に見ると、食料品についてはトルコ、アルコール飲料についてはパナマ、ソフトドリンクについてはタイ、携帯電話については香港からの侵害品が多い。

- ・ 差止件数の輸送手段の内訳は、郵便小包（57,404 件）、空路（19,580 件）、速達（6,135 件）、道路（4,494 件）、海路（3,469 件）など。
- ・ 差止理由としては、商標権侵害が点数ベースで 97.00%、価格ベースで 93.36%と大半を占めた。
- ・ 差止後の結果に関する件数内訳は、廃棄（77.69%）が最も多く、次に多いのが訴訟の開始（12.49%）であった。一方、差止をした商品が真正品の権利侵害にあたらなとして解放された件数は 7.5%であった。
- ・ 差止件数を加盟国毎の内訳で見るとは、英国（32,905 件）、ドイツ（18,205 件）、ベルギー（6,486 件）、スペイン（5,675 件）、イタリア（5,135 件）、アイルランド（4,165 件）、ハンガリー（3,298 件）、オーストリア（3,201 件）の順。

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[Protecting Intellectual Property Rights: EU customs detain over 100 million fake goods at EU borders](#)

－ 報告書の本文は、以下参照 －

[Report on EU Customs Enforcement of Intellectual Property Right: Results at the EU Border – 2011\(PDF\)](#)

(以上)